

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集	1
入札公告	
○一般競争入札（高知県教育情報通信ネットワークシステム機器の借入れ）の公告	（教育委員会事務局教育政策課） 1

## 告 示

## 高知県告示第640号

高知県議会定例会を、平成22年12月7日に高知県議会議事堂に招集する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

## 入 札 公 告

高知県教育情報通信ネットワークシステム機器の借入れについて、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年11月30日

高知県教育長 中澤 卓史

## 1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量  
高知県教育情報通信ネットワークシステム機器 一式
- 借入物品の内容等  
入札説明書による。
- 借入期間  
平成23年1月12日から平成28年1月11日まで
- 納入期限  
平成23年1月11日
- 納入場所  
高知県教育委員会事務局教育政策課が指定する場所
- 入札方法  
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県教育委員会事務局教育政策課

電話番号088-821-4904

ファクシミリ番号088-821-4558

電子メールアドレス310101@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成22年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時（平成22年12月14日にあつては、午後2時30分）まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成22年11月30日午前10時から同年12月7日（金）午後5時までの間に高知県教育委員会入札情報のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/h20-nyuusatukoukoku.html>）で交付する。

(3) 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年12月7日午後5時までに(1)の契約条項を示す場所に持参、郵送（同日午後5時までに必着すること。）又はファクシミリ（送信後、電話で着信

を確認すること。）により提出すること。

(4) 納入予定機器届出及び要求基準保証書並びに納入期限遵守保証書の提出期限及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した納入予定機器届出及び要求基準保証書並びに納入期限遵守保証書を平成22年12月10日（金）午後5時までに(1)の契約条項を示す場所に持参又は郵送（同日午後5時までに必着すること。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年12月14日午後2時30分

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎地階会議室（地下会議室）

## 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(2) 最低制限価格の設定の有無

無

(3) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年12月7日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(7) 詳細は、入札説明書による。